

平成24年7月25日

広島大学教職員組合執行委員長
西村 雄郎 様

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁 司

2012年7月5日付け要求書について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 本務勤務地における入試業務や教育実習業務等に関連し、公共交通機関等の関係から教職員が前泊を必要とする場合には、当該宿泊に係る費用の大学負担、または、当該宿泊施設の大学による確保を要求します。

【補足説明】

上記業務遂行のために公共交通機関の運転時刻等の関係から前泊を余儀なくされる場合、当該業務を命じられた教職員個々人が宿泊費用を自己負担しています。

しかし、社会一般的にも業務の遂行に必要と認められる費用は会社等が負担し、個人が負担することはありません。

したがって、当該宿泊費用を大学が負担するか、あるいは、宿泊施設を大学が事前に確保し、当該業務遂行者へ提供することが必要と考えます。

【回答】

これまでも、業務命令により早朝に出勤する場合などで、公共交通機関を利用することができない場合には、各部局担当者による利用条件に該当するかどうかの確認を経た上で、タクシーチケットを利用させていただいております。

しかし、今後は、上記のような業務で前泊を余儀なくされる場合には、労働時間管理者による前泊の必要性の判断を経た上で、経理責任者に宿泊費の領収書を添付した立替払請求書を提出していただくことにより、費用の支出ができるようにしたいと考えます。

2. 病院医療職員の緊急呼出待機（オンコール）については、1回当たり、医療職員の宿日直手当に準じた手当支給を要求します。

【補足説明】

病院所属の診療放射線技師及び臨床工学技士においては、当番制で長時間にわたっ

て緊急呼出に対応する「自宅待機」を行なっているにも拘わらず、何らの手当も支給されていません。

しかし、自宅待機を担当する職員は、病院における緊急業務に対応することから、飲酒は禁止され、自宅または直ぐに病院へ駆けつけることが出来る範囲に所在も限定されています。

こうした拘束と負担を強いることについては、一定の手当を支給することが妥当であり、また、多くの企業等でそのように対処しています。

【回答】

病院に勤務する医療職員の緊急呼出待機（オンコール）に関しては、予め当番表により待機勤務を命じており、病院としては待機手当（仮称）を新設する方向で検討しています。

なお、手当額については、病院の財政状況及び他大学の状況を考慮しつつ、現在検討中です。

以 上